

論文の概要及び審査結果の要旨

氏名	楠本 洋子
学位の種類	博士（教育学）
学位記番号	甲第13号
学位授与の要件	大阪総合保育大学学位規程第13条
学位授与の日付	平成30年3月18日
学位論文題目	保護者支援としての親育て・親育ち支援に関する研究
論文審査委員	主査 山崎高哉（大阪総合保育大学教授・博士(教育学)） 副査 大方美香（大阪総合保育大学教授・修士(教育学)） 副査 名須川知子（兵庫教育大学大学院教授・博士(学術)

〔1〕 論文の概要

本論文は、「親育て支援」及び「親育ち支援」の両者を合わせた「親支援」に焦点を当て、まず、就学前の子どもを持つ母親を対象とした「子育て意識尺度」を作成し、「親育て支援」を利用することによる母親の子育て意識を分析するとともに、「親育て支援」の効果を明らかにし、次に、同様の母親を対象とした「親育ち尺度」「親役割意識尺度」「育児関与尺度」「養育態度尺度」を作成し、「母親の親役割意識」や「父親の育児関与」が「母親の親育ち」に及ぼす影響並びに「親育ち」が養育態度に及ぼす影響を分析することによって、保護者支援である親支援に対する効果的な支援内容を提言している理論的、実践的に有意義な論文である。

本論文は、

序章

第1章 保護者支援と親支援

第2章 保護者支援において園・保育者・保護者に求められる役割とその研究動向

第3章 親育て支援（1）－異なる支援内容による母親の子育て意識の相違－

第4章 親育て支援（2）－親育て支援の効果－

第5章 親育ち支援（1）－親育ち尺度作成と属性との分析－

第6章 親育ち支援（2）－母親の「親育ち」が養育態度に及ぼす影響－

終章 総括と今後の課題

から成っている。以下に各章の概要について述べる。

序章で、論者は、本論文の目的について、受動的な立場にある「親を育てる」という意味の「親育て支援」と、親の主体性を重視した「親が育つ」という意味の「親育ち支援」の両者を合わせた「親支援」に焦点を当てて論じること、そのために、まず「親育て支援」につ

いては、就学前の子どもを持つ母親を対象とした子育て意識に関する質問紙調査から、母親の「子育て意識尺度」を作成し、「親育て支援」を利用することによる母親の子育て意識を分析するとともに、「親育て支援」を利用する前と利用した後における子育て意識尺度の下位尺度得点の相違を母親の子育て意識の変容と捉え、「親育て支援」の効果を明らかにすること、次に「親育ち支援」については、就学前の子どもを持つ母親を対象とした「母親の親育ち（心理的発達）」「母親の親役割意識」「父親の育児関与」「母親の養育態度」に関する質問紙調査から、「親育ち尺度」「親役割意識尺度」「育児関与尺度」「養育態度尺度」を作成し、「母親の親役割意識」や「父親の育児関与」が「母親の親育ち」に及ぼす影響や、その「親育ち」が「母親の養育態度」に及ぼす影響を分析することにより、保護者支援である親支援に効果的な支援内容を提言することと述べている。

第1章「保護者支援と親支援」において、論者は、「親育て支援」及び「親育ち支援」の両者を合わせた「親支援」がどのような文脈で使用されるようになったかを調査し、その文脈を①政府の施策、②文部科学省の施策、③厚生労働省の施策、④親支援の研究動向の四つに分けて検討している。その上で、論者は、受動的な立場にある「親を育てる」という支援を「親育て支援」、親の主体性を重視した「親が育つ」支援を「親育ち支援」とし、この両者を合わせて「親支援」とすると定義している。

第2章「保護者支援において園・保育者・保護者に求められる役割とその研究動向」では、論者は、「保護者支援」において求められる園・保育者・保護者の役割の関係性と研究動向を明らかにするため、『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の各解説(書)におけるキーワード「保護者」「保護者支援」が使用されている箇所を抽出し、支援内容をKJ法で分類して、カテゴリー化、数値化、図示化することによって、保護者支援に求められる園・保育者・保護者の役割の関係性について考察している。その結果、「園・保育者・保護者の役割関係性」は、「園・保育者・保護者の役割」と「その他」の二つのカテゴリーに分けられ、「園・保育者・保護者の役割」のサブカテゴリーとして「保護者への報告・連絡・相談」「保護者と子どもの関係性」「保護者の状況」「保護者への支援」「保護者の意向」「保育者との情報交換」「保護者とともに」「保護者からの報告・連絡・相談」「保護者同士」、「その他」のサブカテゴリーとして「保護者という名称など」が抽出された。さらに、論者は、「日本保育学会発表要旨集」に基づき、「親育て支援」「親育ち支援」に関する最近5年間の先行研究を検討し、一般社会における保護者支援と園（施設）の責務としての保護者支援に関する研究があることを明らかにしている。

第3章「親育て支援（1）－異なる支援内容による母親の子育て意識の相違－」において、論者は、異なる親育て支援を実施しているA幼稚園、B幼稚園、C幼児園、D保育園の4園における質問紙調査から、異なる親育て支援内容による母親の子育て意識の相違を明らかにしている。すなわち、論者は、まず、子育て意識の因子分析をして、第1因子「育児負担」、第2因子「育児肯定」、第3因子「育児相談」、第4因子「友人の支え」、第5因子「親族の支え」、第6因子「育児責任」の六つの因子を抽出し、これらを「子育て意識尺度」と命

名した。この分析から、母親の子育て意識には、「育児肯定」と、「育児負担」を抱える中、「育児相談」、「友人の支え」、「親族の支え」などの援助や、自身の精神的支えである「育児責任」などが絡み合っていることを明らかにしている。次に、各園の支援内容による母親の子育て意識についての分析によれば、「親育てプログラム」を実施している A 幼稚園では、9 割の保護者が親育て支援を利用し、満足度も高いことから、園側の支援と親側のニーズがほぼ一致し、「預かり保育」を実施している B 幼稚園では、「預かり保育はとてもありがたいし、「時間的にもゆとりができて、助かります。」など、園と親の信頼関係が良好であった。C 幼稚園では、「家庭教育」「子育て相談」などの親育て支援が強化されており、就業者が 7 割と多いものの、祖父母同居率も 7 割あることから、祖父母の支えが身近な支援となっていた。地域に密着した認可保育所である D 保育園では、「育児負担」について、35 歳までの母親が「41 歳以上」の母親より得点が有意に高く、育児経験が豊かであることが育児に対する精神的負担を少なくしていた。

さらに、これら 4 園の母親の子育て意識の下位尺度得点を分散分析した結果、第 3 因子「育児相談」において、幼稚園が保育園より得点が高く、送り迎えが一斉である幼稚園で母親同士の出会いの多さが影響しているのではないかと推察された。また、「友人の支え」において、親育て支援として「預かり保育」を実施している B 幼稚園が、他の 3 園より高い得点であったことから、利用率の高い親育て支援の好影響ではないかと推察された。

第 4 章「親育て支援（2）－親育て支援の効果－」で、論者は、幼児教育環境の似通った二つの幼稚園を対象に、親育て支援内容の違いによる支援の効果を検証するため、二つの幼稚園の母親に 2 年間にわたる質問紙調査を実施し、母親の子育て意識の変容を親育て支援の効果と捉え分析している。その結果、A 幼稚園で 1 年目の「子育て意識」の変容は見られなかったが、2 年目の「育児肯定」の得点が有意に高くなっていたことから、論者は、A 幼稚園の親育て支援内容が、育児を肯定することに寄与しているとしている。一方、B 幼稚園において 1 年目の「友人の支え」の得点が有意に高くなっていたことより、論者は、「預かり保育」という形の親育て支援が母親のニーズとうまくマッチしていると推察している。しかし、2 年目に、「育児肯定」の高い得点区分の得点が顕著に低くなったことから、論者は、「預かり保育」は育児労働の代替支援としての効果はあるが、母親が育児を肯定的に捉えるという効果にはつながっていないとしている。

これらのことから親育て支援を企画・実施する支援者側は、常に利用者側の必要とする支援などの状況把握を継続することが大切であるが、母親から必要とされ、感謝される支援であっても、母親の子育てを肯定する意識の向上に必ずしもつながっていないことを認識しなければならない。そこで、論者は、支援内容は子育て意識を向上させるものであることが必要であり、今回明らかになった「親が必要とする支援内容」と「親の子育て意識の向上を目指す支援内容」とは異なることもあるということを念頭に入れ、母親の親としての育ちを軸とした、より効果的な親支援策が期待されると指摘している。

第 5 章「親育ち支援（1）－親育ち尺度作成と属性との分析－」では、就学前の子ども

を持つことによる「母親の親育ち（心理的発達）」の要因を検討するため、質問紙調査から「親育ち尺度」の作成と回答者の属性のちがいによる分析が行われている。その結果、第1因子「自己の強さ」、第2因子「生き甲斐・存在感」、第3因子「協調性」、第4因子「自己制御」、第5因子「自分の親への感謝」、第6因子「子どもに対する責任感」、第7因子「柔軟さ」の七つの因子が抽出され、論者は「親育ち尺度」と命名している。さらに「親育ち尺度」の各下位尺度と回答者の属性による相違を見た結果、施設のちがいによる分析より、幼稚園が「子どもに対する責任感」において、保育園と認定こども園より有意に得点が高く、論者は、幼稚園児の母親は専業主婦率が73%で、子どもに関わる時間も多いため、「子どもに対する責任感」が育っていると推察し、一方、保育園が「自己の強さ」「自己制御」「柔軟さ」において、幼稚園より有意に得点が高かったことから、保育園児の母親は、就業率(98%)も高く、育児と就業の両立をさせれば「自己の強さ」「自己制御」「柔軟さ」の3因子が育っていると推察している。

就業形態のちがいの分析から、「常勤」「非常勤」は「自己の強さ」において、「専業主婦」より有意に得点が高かったことから、就業することによって「自己の強さ」が育つと推察され、また「非常勤」では「柔軟さ」において、「専業主婦」より有意に得点が高かったことから、職場や子どもを通じた対人関係では「柔軟さ」が育つと推察された。

子ども数のちがいの分析から、「子ども3人以上」では、「自己の強さ」「協調性」において「子ども1人」と「子ども2人」より有意に得点が高かったことから、子どもを多く育てる中で、「自己の強さ」「協調性」「柔軟さ」が育っていると推察された。

育児経験年数のちがいの分析から「10年以上」では、「自己の強さ」「協調性」「自己制御」「子どもに対する責任感」の4因子のすべてにおいて、「0～4年」より有意に得点が高かったことを初め、「5～7年」とでは「自己の強さ」「生き甲斐・存在感」「柔軟さ」において、「8～9年」とでは「自己の強さ」「生き甲斐・存在感」「子どもに対する責任感」「柔軟さ」において、有意に得点が高かったことから、この育児経験年数と、有意差がなかった母親の年齢を併せ考慮すると、親育ちは母親の年齢に関係なく、育児経験年数の豊かさとともに親が育っていくものと推察された。

近所に実家の有無のちがいの分析から、実家が近くにある場合は、実家との関係性を含め、対人関係において「自己の強さ」「協調性」「柔軟さ」が育つと推察された。

近所に友人の有無のちがいの分析から、「生き甲斐・存在感」以外の、6因子「自己の強さ」「協調性」「自己制御」「自分の親への感謝」「子どもに対する責任感」「柔軟さ」において、「友人なし」より「友人あり」が、有意に得点が高かったことから、親育ちの得点が高い母親には友人が多いことなどが明らかにされた。

第6章「親育ち支援（2）—母親の「親育ち」が養育態度に及ぼす影響—」において、論者は、「母親の養育態度」は「母親の親育ち」に影響を受け、「母親の親育ち」は「母親の親役割意識」や「父親の育児関与」に影響されるという仮説を設定し、仮説が支持されるかどうかを検証するとともに、親育ちに効果的な支援内容を提言している。この仮説に基づ

き、論者は、養育態度の「応答的かかわり」と「統制的かかわり」という二つの側面を基準変数としたモデリングのため、共分散構造分析を行った結果、「母親の親役割意識」については、「親役割肯定的意識」が親育ちの七つの下位尺度に有意な正のパスがあり、「親役割肯定的意識」を持つ前向きな人は、生活の充実感を持ち、親として成長（親育ち）していると考え、「親育ち」には「親役割肯定的意識」が重要であることを明らかにしている。また「父親の育児関与」については、「育児への関心」が親育ちの七つの下位尺度に有意な正のパスがあり、「親育ち」により影響を与えているので、論者は、これらの母親の「親役割肯定的意識」と父親の「育児への関心」が「親育ち」に影響していると指摘している。

さらに「養育態度」については、「親育ち」の「生き甲斐・存在感」と「協調性」から有意な正のパスがあり、その「生き甲斐・存在感」からは「応答的かかわり」へのパスであり、「協調性」からは「統制的かかわり」へのパスであった。このことから、論者は、「生き甲斐・存在感」と「協調性」に高い得点を持っている母親は、「応答的かかわり」と「統制的かかわり」との両面の養育態度で育児ができると推察し、「養育態度」は「親育ち」に影響を受け、その「親育ち」は「親役割意識」や「育児関与」に影響されることを確認している。

終章「総括と今後の課題」で、論者は、親育て支援の効果や親育ちの心理的発達の観点から、親支援として具体的で効果的な支援内容を提言している。すなわち、①母親には「母親であることに生きがいを感じる」「母親であることに充実感を感じる」などといった前向きな意識を持つことの重要性が理解でき、このような意識が高まる支援内容であり、②父親には「子どもの育て方について身近な人たち（職場・近所の人）と話す」「子育てに関する本や新聞記事を読む」「育児方針について夫婦で話し合う」などの育児に関する母親とのコミュニケーションによる情緒的な関与の必要性が理解できるとともに、育児に関する情報が得られるといった支援内容である。

今後の課題として、論者は、「親育ち」に効果的支援内容を具体的に提示するとともに、養育態度に対して「生き甲斐・存在感」「協調性」以外にも影響する要因があることも考えられるため、それらについて明らかにすることを挙げている。

[2] 審査結果の要旨

本学大学院児童保育研究科学位（課程博士）審査規則第10条に「博士学位申請論文の審査基準は、以下の基準に基づいて厳正に行うものとする」と規定している。その審査基準は「(1) 当該博士学位申請論文が、当該申請者の研究業績をふまえ、その集大成と認められる内容であること、(2) 当該博士学位申請論文の属する研究領域において、独創性が認められること、(3) 当該博士学位申請論文の属する研究領域において、その水準の引上げに資するものであると認められること、(4) 当該博士学位申請論文に、他の研究領域を含む学際性が認められること、(5) 本学大学院が授与する博士の学位にふさわしいと認められるものであること」である。

もとより、博士学位申請論文が五つすべての審査基準を満たしていなければならないわけではないが、本論文がこれらの審査基準にどの程度適合しているか、順次検討を加えて行きたい。

まず、(1) 「当該博士学位申請論文が、当該申請者の研究業績をふまえ、その集大成と認められる内容であること」について。

本論文は、書下ろしの序章、第1章「保護者支援と親支援」及び第2章「保護者支援において園・保育者・保護者に求められる役割とその研究動向」、それに終章「総括と今後の課題」を除き、第3章から第6章までは、以下の著書(分担執筆)や学術雑誌、紀要等に掲載された論文及び各種学会における口頭発表において公表されたものに必要な加除修正を加えたものである。

<著書>

- 1 子育て支援の理論と実践 「第8章 子育て支援の効果」 単著、ミネルヴァ書房、2013年1月 pp.125-140

<学術雑誌に掲載された論文>

- 1 異なる「子育て支援プログラム」における母親に及ぼす効果の相違 単著、査読無、兵庫教育大学『幼年児童教育研究』第22号 2010年3月 pp.45-55
- 2 親育てプログラムの効果に関する研究—3年間の母親の子育て意識の変容を中心に— 共著、査読有、『兵庫教育大学研究紀要』第38巻 2011年2月 pp.1-8
- 3 幼稚園における子育て支援に関する研究—全国調査を中心に— 共著、査読有、『兵庫教育大学研究紀要』第39巻 2011年9月 pp.27-33
- 4 兵庫県公立幼稚園における子育て支援に関する研究 共著、査読有、『兵庫教育大学学校教育研究センター紀要』第24巻 2012年3月 pp.15-21
- 5 兵庫県公立幼稚園における子育て支援に関する研究(2)—アンケート調査から— 共著、査読有、『兵庫教育大学学校教育研究センター紀要』第26巻 2014年3月 pp.1-6
- 6 認定こども園における子育て支援の母親に及ぼす影響 単著、査読有、『大阪総合保育大学紀要』第10号 2016年3月 pp.191-202
- 7 親育ち尺度作成の試み—子育て支援の質的向上を目指して— 単著、査読有、『大阪総合保育大学紀要』第11号 2017年3月 pp.157-168

<専門学会で行った口頭発表>

- 1 幼稚園における子育て支援に関する研究～「子育て意識」と「預かり保育」の調査を通して～ 単著、幼年教育実践学会、2006年8月
- 2 母親の子育て意識を変容する子育て支援に関する研究 単著、日本保育学会、2008年5月
- 3 幼稚園における子育て支援に関する研究—全国調査を中心に—、共著、日本乳幼児教育学会、2010年10月
- 4 「子育て支援」の現状と今後について 共著、日本保育学会、2012年5月
- 5 子育て支援における地域教材の開発 単著、日本教材学会、2012年10月
- 6 親育ち支援に関する研究 単著、日本保育学会、2017年5月

<専門学会で行ったポスター発表>

- 1 親育てプログラムの試み(2)—3年間の子育て意識の変容— 共著、日本保育学会、2009年5月
- 2 幼稚園における子育て支援事業の効果に関する研究 共著、日本保育学会、2010年

- 5月
- 3 兵庫県公立幼稚園における子育て支援に関する研究 共著、日本保育学会、2011年5月
 - 4 兵庫県公立幼稚園における子育て支援に関する研究(2) 共著、日本保育学会、2012年5月
 - 5 兵庫県公立幼稚園における地域と連携した子育て支援について 共著、日本保育学会、2013年5月
 - 6 認定こども園における子育て支援事業と保護者意識について 単著、日本保育学会、2014年5月
 - 7 認定こども園における子育て支援事業と保護者意識について(2) 単著、日本保育学会、2015年5月
 - 8 保護者支援で求められるものは何か—新教育・保育要領を中心に— 単著、日本保育学会、2016年5月

<その他>

- 1 病児保育、夜間保育、ベビーホテル等の利用実態に関する調査研究報告書 「第5章 地域事例編 2.福祉施設の事例5つ」 単著、社会福祉法人日本保育協会 2016年3月 pp.148-171
- 2 病児保育、夜間保育、ベビーホテル等の利用実態に関する調査研究第4回 単著、『保育界』 社会福祉法人日本保育協会 2016年10月 pp.40-41

以上の著書、学術論文及び口頭発表等の一覧で明らかのように、本論文は、論者の長年にわたる研究の集大成と認めることができる。

次に、(2)の「当該博士学位申請論文の属する研究領域において、独創性が認められること」について。

本論文には独創性と認められるところが3点ある。

周知のごとく、2015(平成27)年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」において、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ため、「すべての子どもと子育て世代をすべての世代が協力し、社会全体で支えていくような仕組みを形成すること」が目指され、その具体的な取り組みの一つとして「子育て支援」が提唱された。論者は、この子育て支援に際して、「親育て支援」とともに「親育ち支援」を行う必要性を強調し、親が受動的な立場にある「親育て支援」と親の主体性を重視した「親育ち支援」を相互にバランスを取りながら展開し、子育て支援の「質の向上」につなげるべく、親支援として効果的な提言を行っており、その点に、第一の独創性を認めることができる。

すなわち、論者は、まず「親育て支援」について、就学前の子どもを持つ母親を対象とした子育て意識に関する質問紙調査から、母親の「子育て意識尺度」を作成し、「親育て支援」を利用することによる母親の子育て意識を分析するとともに、「親育て支援」を利用する前と利用した後における子育て意識尺度の下位尺度得点の相違を母親の子育て意識の変容と捉え、「親育て支援」の効果を明らかにしている。そして、論者は、支援内容は子育て意識を向上させるものであることが必要であり、「親が必要とする支援内容」と「親の子育て意識の向上を目指す支援内容」とは異なることもあることを念頭に置き、母親の親としての育ちを軸とした、より効果的な親支援策が期待されると指摘している。

次に、論者は「親育ち支援」については、就学前の子どもを持つ母親を対象とした「母親の親育ち」「母親の親役割意識」「父親の育児関与」「母親の養育態度」に関する質問紙調査から、「親育ち尺度」「親役割意識尺度」「育児関与尺度」「養育態度尺度」を作成し、「母親の親役割意識」や「父親の育児関与」が「母親の親育ち」に及ぼす影響や、その「親育ち」が「母親の養育態度」に及ぼす影響を分析することにより、親支援に対する効果的な支援内容を提言している。

第二に、上記と関連して、本論文の独創性と認められる点は、論者が『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の各解説(書)におけるキーワード「保護者」「保護者支援」が使用されている箇所を抽出し、支援内容をKJ法で分類して、カテゴリー化、数値化、図示化することによって、保護者支援に求められる「園・保育者・保護者の役割関係性」について、これを「園・保育者・保護者の役割」と「その他」の二つのカテゴリーに分け、「園・保育者・保護者の役割」のサブカテゴリーとして「保護者への報告・連絡・相談」「保護者と子どもの関係性」「保護者の状況」「保護者への支援」「保護者の意向」「保育者との情報交換」「保護者とともに」「保護者からの報告・連絡・相談」「保護者同士」、「その他」のサブカテゴリーとして「保護者という名称など」を抽出し、「親育ち尺度」の作成と回答者の属性のちがいによる分析を通して、「親育ち」に有意義な支援のあり方を考察していることである。

本論文の独創性と認められる今一つは、論者が、先行研究の検討により、それらが母親の養育態度が子どもの社会的行動に影響することや、親自身の自己認知の改善が衝動的養育態度や育児ストレスを減少させ、親子関係を改善させることを明らかにしているものの、就学前の子どもを持つ母親の養育態度と母親の「親育ち」との関係に着目した先行研究は例を見ないとして、「母親の養育態度」は「母親の親育ち」に影響を受け、「母親の親育ち」は「母親の親役割意識」や「父親の育児関与」に影響されるという仮説を立て、綿密な質問紙調査を行い、その妥当性を検証している点にある。

(3) 「当該博士学位申請論文の属する研究領域において、その水準の引上げに資するものであると認められること」について。

本論文は、第3章から第6章までの各調査研究において当該研究領域の研究水準の引き上げに貢献していると思われるが、特に上記、第三の独創性が当該研究領域の研究水準の引き上げにも貢献している点について詳述することにする。

論者は、就学前の子どもを持つ母親に「母親の親役割意識」「父親の育児関与」「母親の養育態度」について質問紙調査を実施し、①「親役割意識尺度」、②「育児関与尺度」、③「養育態度尺度」を作成している。そして、それぞれ先行研究を参考に「母親の親役割意識項目」「父親の育児関与項目」「母親の養育態度項目」を設定し、得られた各尺度と属性の分析をするとともに、自ら作成した「親育ち尺度」を使用し、親育ちと養育態度との関係はどのような要因に影響されているかを検討している。

①親役割意識尺度の因子構成は、「親役割・肯定的意識」と「親役割・否定的意識」の2

因子から成り、母親の属性による影響として就業形態と育児経験年数、友人の有無のちがいから有意差が見出されている。なかでも、就業形態別の「親役割・否定的意識」において、専業主婦が就業している人達より、有意に高い得点であることについて、論者は、子どもと向き合う時間の長さや子どもへの関心の増大から「親役割・否定的意識」の得点が高くなっていると推測している。

ほかに育児経験年数別の結果から、「親役割・肯定的意識」において「10年以上」の母親が他の区分の母親より有意に得点が高く、「親役割・否定的意識」において、「5～7年」の母親が「0～4年」より有意に得点が高かったことを踏まえ、論者は、育児経験年数を母親経験年数と子どもの成長年数とを重ね、「5～7年」という幼児期から児童期への移行期にある子どもを持つ母親は、親役割を否定的に感じていることを明らかにし、しつけが重要な時期であり、常に子どもの社会的活動のモデルとしての意識を持つことが期待される育児経験年数「5～7年」の母親への親支援の必要性を指摘している。

②育児関与尺度の因子構成は、「子どもとの遊びや世話」「育児への関心」の2因子が抽出され、父親の属性による影響として、職業のちがいから「子どもとの遊びや世話」に有意差が見られる。それは「会社員・公務員」が、「自由業」より、有意に得点が高いことから、働く時間が予め決まっている職業の父親が、働く時間が自由な職業の父親より、子どもとの遊びや世話にかかわれる時間があると推測された。

③養育態度尺度の因子構成は、「応答的かかわり」と「統制的かかわり」の2因子から成り、母親の属性による影響として年齢と就業形態、子ども数、育児経験年数、家族形態、友人の有無のちがいから有意差が認められた。年齢のちがいによる「応答的かかわり」には有意差はなかったが、「統制的かかわり」において、「35～39歳」と「40歳以上」が、「21～29歳」より有意に得点が高かった。このことから、論者は、年齢の高い母親の子どもは学童期にあり、「人として、行ってはならないこと」についての知識と感性の涵養や、集団や社会のルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎の形成が課題である発達段階にある子どもに対する養育態度には、「統制的かかわり」がより必要となってくるとしている。

就業形態のちがいによる「統制的かかわり」において、専業主婦が就業者より得点が高いことについて、論者は、「親役割・否定的意識」においてのちがいと同様に、子どもと向き合う時間の長さや子どもへの関心の増大といった理由から、専業主婦が就業者より「統制的かかわり」が多くなると推測している。

論者によれば、子ども数のちがいによる「応答的かかわり」と「統制的かかわり」には有意差があり、「応答的かかわり」において「1人」が他の区分より得点が高く、「統制的かかわり」において「1人」が他の区分より得点が高いことから、一人っ子の母親は、複数の子どもを持つ母親より子どもにかかわれる時間が多く、「応答的かかわり」を多く持つことができるとしている。

育児経験年数のちがいによる「応答的かかわり」において、「0～4年」が他の区分より得

点が高いことは、子どもが幼い時期には「統制のかかわり」より「応答のかかわり」が必要であると考えられ、「統制のかかわり」において「8～9年」の得点が一番高いことは、この時期の子どもは集団における社会性の形成時期に当たり、母親にとっては「統制のかかわり」が多くなる時期であると推測されている。

以上のように、養育態度を促す要因を検討した結果、論者は、「親役割意識」については、「親役割・肯定的意識」が親育ちの七つの下位尺度に有意な正のパスがあり、標準化係数の一番大きいのは「生き甲斐・存在感」であり、次いで「自己の強さ」「自己制御」で、「協調性」と「子どもに対する責任感」が同じ順であることを明らかにし、「親役割・肯定的意識」を持つ前向きな人は生活に充実感を抱き、親育ちしているとしている。

また、「親役割・肯定的意識」と負の相関を持つ「親役割・否定的意識」は、親育ちのすべての下位尺度に有意なパスが示されず、また親育ちへの影響も認められないことから、「親育ち」には「親役割・肯定的意識」が重要であることが明らかにされた。

次に「育児関与」について、論者は、父親の「子どもとの遊びや世話」が母親の「親育ち」に影響していない一方、父親の「育児への関心」、情緒的な関与が、母親の「親育ち」に良い影響を与えていることを明らかにし、母親の「親役割・肯定的意識」と父親の「育児への関心」が「親育ち」に影響していると結論している。

さらに「養育態度」について、論者は、親育ちの「生き甲斐・存在感」と「協調性」から有意な正のパスがあったこと、すなわち、「生き甲斐・存在感」からは「応答のかかわり」へのパス、「協調性」からは「統制のかかわり」へのパスがあったことを認め、「生き甲斐・存在感」と「協調性」に高い得点を持っている母親は、「応答のかかわり」と「統制のかかわり」との両面の養育態度で育児ができると推測している。

最後に論者は、養育態度を促す要因について共分散構造分析を行い、その結果から、各因子へ有意なパスが確認されていることから仮説が支持され、「母親の養育態度」は「母親の親育ち」に影響を受け、「母親の親育ち」は「母親の親役割意識」や「父親の育児関与」に影響されるということが明らかになったと結論している。

このような仮説の検証及びそこから得られた多くの理論的、実践的知見は、保護者支援としての親育て・親育ち支援に関する研究水準の向上に大いに資するものと言えよう。

(4) 「当該博士学位申請論文に、他の研究領域を含む学際性が認められること」について。

論者は、子育て支援及び保護者支援に関する政府、文部科学省及び厚生労働省の施策を丹念にレビューしているのみならず、子育て支援及び保護者支援、親育て・親育ち支援に関する膨大な先行研究を精査するとともに、先行研究に基づき自ら多数の尺度を作成した上で、質問紙調査を行い、調査結果を精緻な統計手法を駆使して考察を加えている。また、論者は、『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の各解説(書)におけるキーワード「保護者」「保護者支援」が使用されている箇所を抽出し、支援内容をKJ法で分類して、カテゴリー化、数値化、図示化を行っている。

本論文は、子育て支援及び保護者支援、親育て・親育ち支援を中心に、保育・教育分野はもとより、心理学を初め、広範な専門分野にまたがる理論的かつ実践的な研究であり、そこに、学際性を認めることができる。

(5) 「本学大学院が授与する博士の学位にふさわしいと認められるものであること」について。

論者は、本論文において、「論文の概要」でも述べたように、今日保育現場でますますその必要性が高まっている保護者支援において、「親育て支援」及び「親育ち支援」の両者を合わせた「親支援」が必要であるとして、まず、就学前の子どもを持つ母親を対象とした「子育て意識尺度」を作成し、「親育て支援」を利用することによる母親の子育て意識を分析するとともに、「親育て支援」の効果を明らかにし、次に、同様の母親を対象とした「親育ち尺度」「親役割意識尺度」「育児関与尺度」「養育態度尺度」を作成し、「母親の親役割意識」や「父親の育児関与」が「母親の親育ち」に及ぼす影響並びに「親育ち」が養育態度に及ぼす影響を分析することによって、親支援に対する具体的で効果的な支援内容を提言している。したがって、本論文は、本学の授与する博士(教育学)の学位にふさわしいと認めることができる。

本論文は、以上のように、高く評価すべき独創性を豊かに備えているが、論者自身が今後の課題としたもののほかに、博士学位請求論文公開審査会において審査委員よりいくつか問題点が指摘されたので、列挙しておこう。

第一に、保護者支援と子育て支援との関係について、より厳密な概念規定がなされればよかったとの指摘がなされた。

第二に、親育ちの要因が各種検討されているが、子どもを保育所(園)、幼稚園及び幼保連携型認定こども園に通わせている親の間でどのようなちがいがいいのか、本論文では、三者を分けずに一緒に因子分析されているが、別々に分析してもよかったのではないかと指摘があった。

第三に、「父親の育児関与」に関して、母親から見たデータが多く、父親自身のデータをもっと増やしたらよかったのではないかと指摘もあった。

第四に、先行研究を参考に「母親の親役割意識項目」「父親の育児関与項目」「母親の養育態度項目」を設定し、親育ちと養育態度がどのような要因に影響されているのかを検討しているが、先行研究だけから項目を選ぶのではなく、もっと自分の思い、実感を入れた項目を入れたらよかったのとの指摘もなされた。

以上、論文審査委員により指摘された本論文の主たる問題点を列挙した。たしかに、本論文にこれらの問題点が含まれているのは明らかである。しかし、これらは、今後の研究の進展によって早晚解決されるであろうし、課程博士論文としての価値を大きく損なうものではない。

よって、本論文は、博士(教育学)の学位を授与するにふさわしいと論文審査委員全員一致で判断した。

